

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年7月7日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

入札参加者は、次の(1)又は(2)のうちいずれか1件を選んだうえで、入札すること。

(1) 「京都市立松尾中学校増築工事設計委託他」(2件一括)

ア 委託業務名称

(ア) 京都市立松尾中学校増築工事設計委託 ただし、屋外トイレその他新築工
事実施設計委託

(イ) 京都市五条消防出張所解体撤去工事設計委託 ただし、旧庁舎その他解体
撤去工事实実施設計委託

イ 履行場所(対象)

(ア) 京都市西京区松室中溝町101番地

(イ) 京都市下京区五条通河原町西入本塩竈町558番地7

ウ 業務概要

(ア) 屋外トイレの新設及び玄関屋根・倉庫等の撤去並びに新設工事の実実施設計
委託

(イ) 京都市五条消防出張所の旧庁舎解体撤去工事の実実施設計委託

エ 履行期間

(ア) 契約の日から平成21年11月30日まで

(イ) 契約の日から平成21年9月30日まで

オ 支払条件

(ア) 前金払、部分払共になしとする。

(イ) 前金払，部分払共になしとする。

(2) 「京都市梅小路公園野外ステージ新築工事設計委託他」（3件一括）

ア 委託業務名称

(ア) 京都市梅小路公園野外ステージ新築工事設計委託 ただし，建築及び設備
工事実施設計委託

(イ) 京都市景観重要建造物等候補設計委託 ただし，(1)～(3)現況図等設計委託

(ウ) 京都市景観重要建造物等候補設計委託 ただし，(4)～(11)現況図等設計委託

イ 履行場所（対象）

(ア) 京都市下京区観喜寺町他地内（梅小路公園）

(イ) 京都市伏見区南浜町他2件

(ウ) 京都市上京区大宮通中立売上る糸屋町他7件

ウ 業務概要

(ア) 京都市梅小路公園野外ステージ新築工事に係る建築及び設備工事実施設計

(イ) 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物候補の現地調査並びに調査記録
及び図面等の作成

(ウ) 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物候補の現地調査並びに調査記録
及び図面等の作成

エ 履行期間

(ア) 契約の日から平成21年8月31日まで

(イ) 着工命令の日から2箇月以内

(ウ) 着工命令の日から2箇月以内

オ 支払条件

(ア) 前金払，部分払共になしとする。

(イ) 前金払，部分払共になしとする。

(ウ) 前金払，部分払共になしとする。

2 本件入札に関する問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日 ((2)にあつては、公告の日から開札の日までの間) において、現に京都市契約事務規則 (以下「規則」という。) 第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であつて、次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱 (以下「要綱」という。) 第4条に基づき、平成21年度競争入札参加有資格者格付 (建築設計) においてB等級に登録されていること。ただし、平成21年3月26日開札の「①京都市林産物需要拡大センター増築・改修工事設計委託 ただし、建築及び設備工事实施設計委託、②京都市立近衛中学校プール改築工事設計委託 ただし、建築及び設備工事設計委託」(2件一括) の落札者は、本件入札には参加できないものとする。
- (2) 公告の日から開札の日までの間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社 (会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。) 又は子会

社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)又は1(2)のうちいずれか1件を選んだうえで、入札すること。

なお、両方の案件に入札を行ったときは、その者の行った入札は無効とする。

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、イ

ンターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(7)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手する（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、インターネットを利用して複写承認書を入手のうえ、(4)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）の

うえ、(4)により設計図書等を購入すること。

- (4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより当該委託に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社平安光業

京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 (電話075-231-1177)

ア 1(1)の設計図書等の想定販売金額

580円 (A3コピー 6枚, A4コピー 46枚)

イ 1(2)の設計図書等の想定販売金額

520円 (A3コピー 4枚, A4コピー 44枚)

- (5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

- (6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (7) 入札期間

平成21年7月16日(木)、17日(金)及び21日(火)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (8) 予定価格

本件入札の予定価格は、次のとおりである。

ア 1(1)の「京都市立松尾中学校増築工事設計委託他」(2件一括)

予定価格 2,931,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

イ 1(2)の「京都市梅小路公園野外ステージ新築工事設計委託他」(3件一括)

予定価格 2,957,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(9) 入札参加資格確認申請書の提出

入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

(10) 入札参加資格確認申請書の交付

本件入札の公告の日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(11) 入札参加資格確認申請書は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、入札参加資格確認申請書をワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、委託件名及び履行場所のみを記載して、(7)の入札期間内に、契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

なお、入札参加資格確認申請書には、登録印を押印すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成21年7月22日(水)午前10時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有すると認めた者が、落札決定の日時までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。また、入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他市長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、すべての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

7 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先 2に同じ。

- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)